

## 第55回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁

## 第55回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成27年2月13日（金）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午後1：28～3：27

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成25年度業務実績に関する意見について
- (2) 独立行政法人森林総合研究所役員給与規定の一部改正について
- (3) 長期借入金について
- (4) 独立行政法人森林総合研究所の中期目標・中期計画・業務方法書の変更について
- (5) その他

#### 3. 閉 会

○酒井分科会長 それでは、予定にまだ若干時間ありますけれども、皆様おそろいですので、ただいまから第55回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の進め方等につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 まず、会議の成立について報告いたします。評価委員5名全員が出席されておりますので、関連の規定により本日の分科会は成立しております。

なお、文野委員は所用のため途中で退席される予定です。また、徳地専門委員、中山専門委員、肘井専門委員におかれましては、所用のため欠席です。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございます。本日は、（1）総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成25年度業務実績に関する意見について、（2）独立行政法人森林総合研究所役員給与規定の一部改正について、（3）長期借入金について、（4）独立行政法人森林総合研究所の中期目標・中期計画・業務方法書の変更について、（5）その他という内容になっております。

資料につきまして不備がございましたら、随時お申し出ください。

以上でございます。

○酒井分科会長 資料の方、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

まず、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成25年度業務実績に関する意見についてです。本文書は各委員に対して通知されていますが、改めてその内容について事務局がご報告いたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

平成27年1月9日付けで政策評価独立行政法人評価委員会委員長から農林水産省独立行政法人評価委員長あて、「平成25年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」が通知されたところです。

各委員にも本文書が通知されており、内容についてはご存じだと思いますので、個々の意見についての説明は省略いたしますが、各府省所管法人共通ということで業務等への取組状況と実績を明らかにした評価、これはめくっていただいて最初のページにあります。

それから次の横のページですけれども、中期目標に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価、さらにその下で、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法等を明らかにした評価等について、今後の評価に当たっての留意事項が指摘されています。これらの留意事項は、本林野分科会でも各委員の皆様から同様の意見が出されたり、同様の視点から

評価していただいたものと認識しております。

また、この通知の別添にはさらにめくってもらおうと別添とありますけれども、この通知の別添には、今後の評価において参考となると思われる一次評価の結果の概要等が添付されています。来年度以降の評価に当たっては、こうした他法人の好例を参考にしつつ、適切な評価に努めて参りたいと思います。

また、戻っていただいて同じ資料の2ページ目をご覧いただきたいんですけども、ちょっとページは打っていないので、めくっていただいた最初のページです。

各府省所管法人共通という項目がありまして、そこに「独立行政法人通則法の改正により、」という言葉から始まっておりまして、「その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。」とあります。来年度以降は、森林総合研究所については、農林水産大臣が評価することとなりますので、林野分科会の委員の皆様におかれましては、来年度以降の評価のため、農林水産大臣に引き継いでいただきたい意見があれば、出していただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま平成25年度業務実績に関する意見についてご質問、ご意見があれば、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いします。各委員に送付されていると思いますけれども、次年度以降他法人の好例を参考にしていくということで、ご参考にいただければと思います。特にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、議事の2番目、森林総合研究所の役員給与規定の一部改正について審議いただきたいと思っております。

一部改定の概要について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 資料の2をご覧いただきたいと思っております。

平成26年12月18日付けで農林水産大臣から農林水産省独立行政法人評価委員会委員長あて、「独立行政法人森林総合研究所役員給与規程の一部改正について」が通知されております。

一番下の参考資料をご覧いただきたいんですけども、参考資料の1をご覧ください。

本改正は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、国に準じた取り扱いをするため、森林総合研究所においても役員給与規定の一部改正を行うものです。

具体的な改正内容については、1枚めくってください。新旧対照表が添付されております。

通勤手当については、100円から7,100円までの幅で引き上げ、期末特別手当についても12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の150から100分の165に引き上げる改正となっています。なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律においても、通勤手当については、100円から7,100円までの幅で引き上げ、期末特別手当については勤務手当を0.15月分引き上げることとしています。

事務局からの説明は以上です。

○酒井分科会長 ただいまご説明いただきました役員給与規定の一部改正についてご質問、又は評価委員会として特に大臣へ述べたいご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、特段のご意見がないようですので、大臣への意見具申はなしとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議事の3、長期借入金の認可について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 林野庁整備課でございます。借入金についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本件につきましては、資料3「平成26年度独立行政法人森林総合研究所の長期借入金の借入れの認可について」ですね。参考資料2「平成26年度 財政融資資金借入金」という平たいものですが、この2つを用いて説明させていただきます。

まず資料の構成についてです。資料3の方になりますが、農林水産大臣から農林水産省独立行政法人評価委員会委員長あての借入れの認可についてということで意見を求めるというものでございます。

めぐりまして次のページになりますが、独立行政法人森林総合研究所理事長から農林水産大臣あての認可申請書になります。

その次のページからページが1、2、3、4、5、6と振ってございます。ページの1がそのうち水源林造成事業に係わるものという内容が表記されています。2ページ目、3ページ目の中ほどまでになります。

3ページ目の中ほどですが、特定地域等整備経理に係わるもの。これも今回2つ目のものでございまして、この内容が3ページに書かれております。

4ページ目、借入れにより調達する資金の使途ということで、水源林造成事業、それから特定地域等整備経理に係わるものということで、どういう使途に使うかというものでございます。

5ページ目に、これらを一覧表にした形のものがああります。後ほどこれで説明させていただきます。

くことにいたします。

おめくりいただきまして最後のページになりますけれども、独立行政法人森林総合研究所法附則の抜粋になります。

それから参考資料の2の方ですけれども、表のページが財政融資資金借入金ということで、水源林造成事業について予算現額、借入金、今回の借入金ということになっております。

おめくりいただきまして、民間資金借入金。特定地域等整備経理に係わるもので、予算現額、それから今回の借入金。

その次のページですが、長期借入金を減額する理由ということで、これはその後のページからついております森林総合研究所の平成26年度計画、こちらに示されております予算現額から下回るという理由について説明してございます。

次のページから平成26年度の森林総研の年度計画でございます。ページを振ってございまして、11ページの下のところが勘定です。3つの勘定がございまして。研究・育種勘定、おめくりいただきまして12ページが水源林勘定ですね。

それから13ページ目、特定地域整備等勘定ということになっております。最後のページは水源林造成事業の仕組みという構成になっています。

以上、資料の構成でございました。

まず、資料3の6ページ、一番後ろのページをご覧ください。長期借入金及び森林総合研究所債券ということで、第16条でございますが、「研究所は、附則第8条第1項、第9条第1項及び第11条第1項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券を発行することができる。」。

第2項でございますが、「前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。」となっています。

そして第3項ですが、「農林水産大臣は、前2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。」とされています。

今般、森林総合研究所より平成26年度第4四半期に向けた長期借入金の認可申請がありました。本件につきましては、林野分科会に付託されておりますので、本日、ご審議をいただくものでございます。

では、資料3の5ページ目、取りまとめ表をご覧ください。

1ページ目から4ページ目まで詳細に書いていましたものをまとめたものでございます。

まず、左の列でございますが、水源林造成事業についてです。まず、借入れを必要とする理由でございますが、独立行政法人森林総合研究所法附則第8条第1項の規定による業務、これは水源林造成事業になりますが、この業務を行うためでございます。

借入金の額でございますが、当年度分として34億円でございます。

先ほど、参考資料2を見ていただきましたけれども、表のページでございます。予算現額として64億円となっております、9月に行われました林野分科会で30億円の借入れについて認可をいただいたところです。残額が34億円ございますので、この部分について借入れをお願いするものでございます。

資料3の方に戻っていただきまして、借入先でございますが、財務大臣ということになります。

借入金の利率でございますが、借入日の貸付期間及び据置期間に応じ定められた財政融資資金の貸付金の利率ということで、現行では0.4%ということになってございます。10年ごとの金利見直しになります。

借入金償還の方法及び期限でございますが、借入れ後5年間据置きをしまして、その後20年間で償還します。ですので、25年間均等半年賦償還ということになります。

利息の支払いの方法及び期間でございますが、借入金の償還期限までの利息を半年賦計算の方法により支払うもので、毎年9月20日と3月20日ということになります。これが水源林造成事業の分になります。

右側の列になりますが、特定地域等整備経理でございます。

借入れを必要とする理由でございますけれども、独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定による業務、これが特定中山間保全整備事業、事業自体は終わってしまったんですけれども、森林総合研究所でやっていた事業で特定中山間保全整備事業、それから農用地総合整備事業等でございます。この業務のために借り入れた長期借入金又は発行した森林総合研究所債券の償還に充てるため借り入れるものでございます。

借入れの額でございますが、当年度分として4億2,000万円ということでございます。

参考資料の2をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、民間資金借入金ということで予算現額では13億4,000万円ということになってございます。これはその後についています森林総合研究所の平成26年度計画、13ページになりますが、特定地域整備等勘定で、収入の部で長期借入金として13億4,000万円計上してございます。この額になります。

お戻りいただきまして借入金の分ですけれども、第4四半期として4億2,000万円借り入れるということになりました。

その次のページに、長期借入金を減額する理由というのが1枚ついております。

特定地域等整備経理については、平成26年度において道府県から徴収金が財投等への償還金を下回ることから、その差額を補てんするため13億4,000万円の長期借入を行うことで予算計上しているのですけれども、平成26年12月末時点で道府県からの徴収金として9億2,000万円繰上納付が予定されているということで、当該金額を反映しまして4億2,000万円について借入れをするというものでございます。

資料3の5ページの方にお戻りいただきまして、借入先でございますが、こちらの方につきましては、市中銀行の方から借り入れることとなります。ですので、今後入札を行いまして、決定することとなります。

借入金の利率です。これにつきましても、入札により決定ということとなります。

借入金の償還の方法及び期限でございますけれども、5年元金均等半年賦償還ということとなります。

利息の支払いの方法及び期間でございますが、借入金償還期限までの利息を半年賦計算の方法により支払うということで、利払いでは毎年9月20日及び3月20日ということとなります。

以上が今回長期借入金についてのご説明でございます。

例年第2四半期、また第4四半期に借入れを行っているものでございます。本日は、評価委員会のご意見を賜りたくご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○酒井分科会長 ご説明ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました長期借入金の認可につきまして、ご質問、又は評価委員会として特に大臣へ述べたい意見等ございましたらお願いいたします。

○文野委員 特定地域等整備経理における長期借入金を減額する理由のところですが、この9億2,000万円というのは、道府県からの徴収金と申しますか、予定よりも多く返すといひますか、道府県の方から申し出があったということですか。

○事務局 繰上の償還があったということでございます。

○文野委員 それは、理由等はあるんですか。それは特にはなく。

○事務局 繰上償還した方が負担が少ないというふうに認識しております。

○文野委員 ちなみに、この5年の長期借入れの金利というのは、変動で入札をかけるんですか、それとも固定になるのでしょうか。

○事務局 固定ということになります。直近といたしますか、昨年で申し上げますと昨年の3月に同様なことでやったわけですがけれども、それで借入金には0.364%で、入札金利、それに上乘せの金利をするわけですがけれども、これが0.0数%のものでございます。

○文野委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○酒井分科会長 他にご質問ございますでしょうか。ご質問はよろしいですか。では、文野委員は納得されたということで。

○文野委員 はい。

○酒井分科会長 それから、大臣への意見具申等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご質問ございましたけれども、大臣への特段の意見具申はないということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

そういたしますと、議事の4に移りたいと思います。

次は、中期目標・中期計画・業務方法書の変更についてですが、まず中期目標の変更について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 林野庁の計画課長でございます。座ったままでご説明をさせていただきます。

まず、独立行政法人森林総合研究所の中期目標の案でございますが、中期目標の案につきましては資料4に書いてございます。ただ、こちらは既に改定された内容が書いてございますので、どこが変わったかというのはちょっと見にくくなっております。また、今回の変更のポイントでございますけれども、特別会計、森林国営保険として国が行っていたものを森林保険として森林総合研究所に移管するというに伴う変更がほとんどでございますので、参考資料の3と参考資料の4を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、森林保険とはどのようなものかということで、参考資料の3をご覧くださいませうでしょうか。縦長の資料でございますが、現在はまだ森林国営保険でございますので「森林国営保険制度の現状」と書いてございます。

昭和12年に創設をされまして、かれこれ80年ぐらいでございますが、政府が森林所有者を対象として行ってきたわけでございます。対象とするものは、火災、いわゆる山火事でございますけれども、それから気象災、台風に伴う風害、あるいは水害、雪害、干害、凍害、潮害、あと噴火に伴う災害、こうしたものを対象としております。民間の損害保険につきましては、こ

のように森林についての災害を全般的に補てんするようなものはございません。唯一森林国営保険があるだけでございます。ということで、国が特別会計を設けまして実施をして参りました。

真ん中のところの経理方法というところがございますけれども、森林保険特別会計を設置しまして一般会計からの財政負担はなし。事務的な経費を含めて全て保険料から賄って参ったところでございます。収入、支出のところは書いてあるとおりでございます。

念のため申し上げますが、保険料に加えて前年度繰越資金というのがあります。下のところに小さな字で「未経過の保険期間に関する保険料」と書いていますが、保険契約に入られる場合、単年度の保険に入る方と5年とかまとめて入られる場合があります。そうなりますと、これからの期間についての保険料というのが繰越というような形で出てくるという形でございます。

それから、下のところに実績というのがございますが、平成25年度で申しますと加入面積は85万ヘクタールで、民有林の人工林面積796万ヘクタールに対しては10.6%です。こうしますと、大変加入率が低いように見えるわけでございますが、最も被害を受けやすい1齢級、2齢級、つまり植えてから10年目までの若い森林につきましては大変加入率が高いということで、今でも森林所有者にとって大変重要なセーフティネットになっていると思っております。

また、大きな災害に対して積立金というものを持っておりまして、216億円の積立金がございます。ソルベンシーマージン比率、いわゆるどれだけの支払い余力があるかという比率につきましては535%で、民間の損害保険会社とおおむね同様でございます。

ちなみに右側のグラフでございますけれども、保険金の支払い額を見ていただきますと、平成に入りましてから、少ない年では4億円程度、多い年では40億円と、少ない年と多い年で10倍の差がございます。特に小さな点線で囲ってありますが、平成16年度に西日本を中心に台風の非常に大きな被害がございまして、この関係で保険金の支払いが17年、18年、19年、合わせて100億円ほど支払っております。こういうことを考えますと216億円の積立金というのも適正なところかなと、今の時点では考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、「森林保険特別会計の見直しに関する経過」というのがございますが、こちらにつきましては平成18年の法律におきまして特別会計の廃止につきまして平成20年度末までに検討するとされまして、平成21年の3月31日、つまり平成20年度の末に森林保険業務は独立行政法人に移管することを公表しております。その後、政権交代等もありまして少々時間がかかりましたけれども、最終的に平成25年6月14日の閣議決定、そして25年12月

24日の閣議決定によりまして、24日の閣議決定、下から2つ目のところですが、森林保険特別会計を26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管すると、このようになされまして、それを受けて法律改正を行いまして森林保険特別会計を廃止し、その業務を森林総合研究所に移管するという措置を講じたところでございます。

右側のところに法律の概要が書いてございますけれども、真ん中のところをご覧ください。

法律の内容でございますが、森林国営保険法の一部改正をしまして、名称を森林国営保険から森林保険に改めるということ。そして独立行政法人森林総合研究所法の一部改正を行いまして業務が移管されるように措置をしたということでございます。そうしたことを受けまして、中期目標を変更させていただきました。

参考資料の4の方をご覧ください。新旧対照表でございます。

まず、1ページ目の一番下の辺りに下線が引いてありまして変更箇所がありますが、こちらは森林保険とは関係なく、様々に対応あるいは配慮しなければならないものが、時点が改まったりしたものがあつたものですから、時点修正などを行ったというものでございます。

例えば生物多様性国家戦略が2010から、2012から2020というように変わったというようなことがございまして、それに基づく変更をしております。

1枚おめくりください。

2ページ目でございますけれども、この中段のところのアンダーラインを引いているところは森林保険の移管に伴って加筆をされたものでございます。「平成26年4月に成立した「森林国営保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成27年4月からは、森林保険業務が政府から研究所に移管されることとなった。森林保険は火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再生林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。森林保険制度は、昭和12年の発足以来、約80年にわたり政府が運営し、林業経営の安定に貢献を果たしてきたものであり、行政改革・特別会計改革の流れの中で研究所に移管されることを契機として、これまで以上に安定的・効率的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に引き続き貢献することが求められる。これらを実現するため、移管後最初の中期目標の期間（1年間）においては、円滑な承継を確実に行うとともに、被保険者へのサービスの向上、業務の効率化のために必要な業務運営の見直し及び改善の着実な実施を図る。」としております。

下のところにありますように、「森林保険業務の推進」という項目を新設いたしました。

次の3ページ目をご覧ください。

いくつかかいつまんで申し上げますけれども、独立行政法人改革に関する基本的な方針を踏まえまして、以下の目標を達成しつつ、確実な業務実施を図るということで、まず被保険者の利便性の確保。移管に伴って、利便性が低下することがないように、必要な人材の確保や実施体制の整備を図るということでございます。

また、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、加入の促進を図ります。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のためのガバナンスの高度化ということで、1つにはリスク管理体制の整備。外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、専門的に点検をする。

それから内部監査体制の整備ということで、そのための内部組織を設置する。

職員の能力向上ということで、職員の研修の実施方針を整備するとともに、適切に研修を実施する。

そして情報の開示。こういうことを進めて参ります。

また、研究開発との連携ということで、研究開発との連携を図り、森林保険業務の高度化等の取組を推進するとして、これは森林総合研究所で行っております様々な研究のうち、こうした森林保険業務に役立てることができるようなもの、例えば気象災に対する研究などを適用してより保険の内容を高度化することができないか、あるいは逆に保険のデータに基づいて研究に役立てることができないか、そういったシナジー効果を狙っているものでございます。

それから4ページ目、中段でございますけれども、業務運営の効率化の関係では、森林保険業務は、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものでございまして、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響するものでございますので、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化につなげるということでございます。その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意が必要である。これはたとえスリム化を図ったといたしましても、加入促進の実が実りまして、大変多くの方が加入していただいたり、あるいは不幸にして大きな災害があつて、多額の保険金支払いが必要だったりすれば、それに伴って業務量、業務費、そういうものはかかり増しになることはあり得るということでございます。

また、給与水準につきましては、国家公務員の給与水準を十分に考慮しまして、適正化に取り組むということでございます。

それから、その下のところの組織体制でございますが、「森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。」ということにされております。

それから5ページ目でございますけれども、財務内容の改善に関する事項のところ、森林保険業務の関係ですが、積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直しというのがございます。

先ほど申しましたように、200億円以上の積立金がございます。過去の支払いを見ればおおむね妥当ではないかとこれまでは思ってきたわけでございますけれども、これにつきまして見直しをきちんと行うということで、「リスク管理のための委員会等において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。」これは例えば、積立金が十分であるということになれば、保険料を引き下げるということもできるということでございます。また一方では、積立金が不十分であるということになれば、保険料を引き上げるといふこともあり得るといふことでございます。

この見直しの際ですけれども、我が国においては、自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること。それから森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから、単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること。森林保険は、長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること。積立金の規模は、保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があること。こうしたことを踏まえて検討・検証を行うということにしております。

次の最後のページでございますけれども、保険料収入の増加に向けた取組ということで、森林所有者への保険の加入促進に取り組むということとされております。

また、人事につきましては、6ページ目の一番下のところに書いてございますが、森林保険業務の確実な実施及び専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社——これは民間の損害保険会社という趣旨でございます——及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。このように中期目標につきまして変更することとさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま林野庁から、森林総合研究所の中期目標の変更案のご説明がございました。

中期目標、平成23年度から27年度までの間ですが、この森林保険特別会計の見直しで目標変更ということです。それから、森林保険特別会計の経過をご説明いただきました。また、この中期目標の途中での変更に関しましては、研究開発とのシナジー効果を図っていくというご説明がございました。それから、その保険業務の組織体制構築のご説明もございました。

それでは後ほどご意見を伺うことといたしまして、引き続き中期計画の変更について森林総合研究所からご説明をお願いいたします。

○総研（鈴木理事） 森林総合研究所の理事の鈴木でございます。

それでは、私から中期計画の変更のご説明を申し上げたいと思います。参考資料の5をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

中期目標に対応いたしまして、中期計画を作成することとしております。ポイントを申し上げます。

まず資料5の1ページにつきましては、先ほど計画課長がご説明申し上げましたように、閣議決定の記述等を全部横に並べて重要なものを記述したものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきたいと思います。2ページ目でございます。

「さらに、」以下が追加されたところでございまして、先ほどの中期目標の記述を書かせていただいております。その中で、ポイントは上から5行目でございます。移管後最初の中期計画の期間——残りが1年間でございますので——においては、円滑な承継を確実に行うとともに、被保険者へのサービスの向上、業務の効率化、さらに必要な業務運営の見直し及び改善の着実な実施を図るということで、最初の1年間については円滑な承継を確実に行うということが極めて重要だと考えて記述させていただいております。

それから、その下でございます。

第1のところでございますが、従前は「研究開発の推進」というのが書かれていたわけですが、ここに2といたしまして「森林保険業務の推進」を追加したところでございます。この項目については、先ほど申し上げました目標に即して書いてありますので、文章上の表現が変わったところだけ申し上げたいと思います。

(2)の加入促進でございますが、ここにつきましては「森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、」ということで、加入促進を図るということで具体的な働きかけの対象を明記させていただいているところでございます。

その下のア、イ、ウ、エは目標の表現と同じでございます。

(4)にあります研究開発との連携でございます。このところにつきましては、「連携を図

り、」の後に「森林の自然災害に関する専門的知見を活用して」という文章を入れさせていた  
だいております。これは研究部門とのシナジー効果、特に連携の内容について加筆をさせてい  
ただいたということでございます。

その下の3、4、6は条ずれの番号でございます。

続きまして4ページをお開きください。

ここには森林保険業務として追加をさせていただいております。その中で上から5行目でご  
ざいます。「国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将  
来的な事務費のスリム化に繋げる。」という表現で具体的に書かせていただいております。こ  
れは森林保険制度を都道府県から県森連を通じていたものを、都道府県の経由がなくなります  
ので、その分を将来的に経費の節減に努めるということを書かせていただいているところでご  
ざいます。

続きまして5ページでございます。

5ページのところの③に「森林保険業務に従事する職員」と書いてございます。これはここ  
の(3)は総人件費ということで、総人件費改革の対象として除外するものを規定したもので  
ございまして、①、②は科研費などによる任期付き職員などの記述があります。この森林保険  
業務に従事する職員については、自己収入でございますので、総人件費改革とは対象が合わな  
いということございまして、対象外ということで、この③に書かせていただいております。

続きましてその下でございます。「組織等」ということでございます。

ここには従前、研究の組織が書かれているわけですがけれども、森林農地整備センターとの間  
に森林保険業務を円滑に承継し、「運営するための組織として「森林保険センター」を設置す  
る。」ということで、今回の国営保険の移管に当たっては、名称として森林保険センターを設  
置するというところで明確に書かせていただいております。

この間に入れましたのは、森林保険が森林総研法の本則に位置付けられる事業でございまし  
て、森林農地整備センターの方は附則ということで、順番的にここに挿入させていただいてい  
るところでございます。他のところについても、全く同じ並びになっているところございま  
す。

続きまして、第3の財務内容の改善に関する事項。これにつきましても、研究開発の後に森  
林保険業務を入れまして、内容的には目標と同じ内容になっております。

6ページをお開きください。

6ページの(2)の保険料収入の増加に向けた取組につきましては、先ほど申し上げました

ように具体的な取組の記述を書かせていただいております。3、4については条ずれでございます。

それでは、この計画書にあります、1年間でございますが、平成27年度の予算として森林保険業務を新設させていただいております。27年度予算につきましては、収入、業務収入、23億1,100万円、これは過去5年間の平均値でございます。支出につきましては、人件費2億6,800万円、保険金15億4,500万円、これは人件費につきましては職員に監事等の分担金を加えているものでございます。

それから保険金につきましては、現行の計算の方式を採用しております。

業務経費につきましては、県森連等への委託、加入促進費等が計上されております。

一般管理費の1億7,800万円につきましては、旅費、管理諸費、コンピュータシステムの保守・改修、事務所の借上げなどの経費が計上されております。予算差額につきましては、先ほど計画課長もご説明ありましたが、前年度からの繰越金から次年度への繰越金の差額を計上させていただいております。これは現行の森林国営保険の方式を計上したものでございます。

ということで、これが予算書でございます。

水源林造成事業等については、2が入りましたので、条ずれということでございます。

収支計画がございます。5番でございます。

これにつきましては、先ほどの収入と支出を森林保険勘定として費用の部と収益の部に分かれたものでございます。費用の部については、先ほどの説明と同じですので省略をさせていただきます。

続きまして8ページをお開きください。

収益の部でございますが、保険料収入21億9,300万円、これは過去5年の平均でございます。

その他に、その他の経常収益とあります。これは延滞金などの収入でございます。これも過去5年間の平均で1,200万円を計上させていただいております。

その他に財務収益というのが1億600万円ございます。これは財政投融资資金等への預託の金利の収入がここに計上されているということでございます。あとは先ほどの説明と同じでございます。

水源林造成事業については、条ずれが行われるということでございます。

資金計画につきましては、同様に研究開発の資金計画の後ろに森林保険業務として平成27年度1年度限りの資金計画を書かせていただいております。

資金支出については費用の部、資金収入については収益の部ということで、中身的には同じ

内容が書かれております。

次に9ページをお開きください。

財務活動による収入というのは、先ほど申し上げました利子収入のことです。

前年度繰越金については、森林保険特別会計からのものです。

(3)は条ずれです。

その他、第4、短期借入金の限度額ですが、研究開発 [略] と書いておりますが、中期計画は13億円、水源林造成事業56億円となっておりますが、森林保険事業については15億円ということで、一時的な資金不足ということでございまして、森林保険の借入金の限度額を記載させていただいております。

第5、不要財産の処分。ここについては森林保険は財産ございませんので、計上していません。

続きまして第6、剰余金の使途です。ここに森林保険勘定を入れまして、剰余金は積立金として整理するというふうに記載させていただいております。

研究・育種勘定については、研究等の機材及び施設の充実、水源林勘定については借入金の利息及び債券の利息が使い途とされているところでございます。

最後に10ページをお開きいただきたいと思っております。

10ページにつきましては、人事に関する計画でございます。

人員計画につきましては、研究開発、期首787人というのが中期計画の記述でございますが、森林保険業務については、職員の適切な配置を行うということでございまして、参考2として、平成27年度当初の常勤職員数を36人とするというので1年限りということで人員計画を書かせていただいております。

人材の確保につきましては、中期目標第5の2の(2)人材の確保と連動いたしまして、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保するというので記述しております。

これが中期目標に対応しました森林総研としての中期計画の記述の変更でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井分科会長 どうもご説明ありがとうございました。

先ほど申しましたが、平成23年から平成28年3月31日までの5年間の中期目標におきまして、残り1年間、平成27年4月からの中期計画の大きな変更点のご説明をいただきました。特に、森林保険業務の推進ということです。それから、森林保険センターの設置です。

それで、この後、業務方法書の変更案のご説明もいただきたいところですが、文野委員が途中で退席せざるを得ないご予定だとのことですので、ただいま予算案、収支計画がご説明されたのですが、文野委員のお立場で何かご質問等ございましたら、ちょっと順序が変わりますが、お願いいたしたいと思います。

○文野委員 それでは、1つお尋ねしたいのは、収入と支出のところの前年度繰越というところの60億円というのは長期の保険料の部分だということで、それ以外に積立金として216億円ほどあるということにして、業務方法書といいますか中期目標のところ参考資料の4の3ページ、(3)のAの「リスク管理体制の整備」ですとか、5ページの財務内容のところの「積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し」ということで、リスク管理委員会等々書かれているんですけども、拝見すると規模ですとか保険料の見直しということについては記述されているんですけども、積立金の216億円の運用といったものについては、今は多分財政投融资か何かで行って、完全に国の立場ですけれども、ノーリスクといいますか、そういったところで運用されていると思うんですけども、当面27年度は恐らく同じような運用ということで、ほぼ運用に関してはリスクがないということで、いろんな記述のところから積立金の運用というところは文言が出てこないというような認識でよろしいでしょうか。

○事務局 積立金につきましては、27年3月31日をもって満期になるものについては、ローリスクな、例えば国債とかそういうもので運用することになります。さらにまだ満期まで期間があるものについては、経過措置として財投で引き続き預け入れをさせていただくということで措置をすることとしております。

○文野委員 それでしたら、一部今年の3月31日でいわゆる満期になるものについては、国債で運用するというようなこともあるということですか。

○事務局 通則法でも国債とかそういったローリスクのもので運用するということがきちんと明定されておりますので、それに則した運用を行うということになります。

○文野委員 じゃ、そういった法律といいますか、業務方法書等に運用方法が事細かに書いてあるので、そこはもうリスク管理とかの委員会とか、そういったところで検討するということがないということ。

○事務局 基本的にはないと思います。

○文野委員 分かりました。

それ以外には、だんだんと災害が増えてきているような感じなのでどうなるかはあれですけども、当面はこのままで問題ないのかなと思います、財務的にはですね。

ただ積立金の運用についての文言があまり出てこなかったもので、そこだけちょっと確認したというところがございます。

○酒井分科会長 後ほど質問の機会をつくろうかと思えますけれども、ただいま貴重なご意見をいただきました。

それでは、またもとの予定に戻りまして、業務方法書の変更につきまして森林総合研究所からご説明をお願いいたします。

○総研（鈴木理事） それでは引き続きまして理事の鈴木がご説明申し上げたいと思います。

参考資料の6をお開きいただきたいと思います。

これは業務方法書ということで新旧対照表になっております。ここには今回は大きく分けて2つございます。1つは森林保険業務が入ったということにかかわる変更部分と、もう1点は10章にあります内部統制システムの整備ということで、改正独法通則法に基づきまして内部統制システムを充実させるというこの2点で大きく変更をさせていただいているところがございます。

それでは、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページにつきましては、第6章の森林保険を新設、第8章につきましても業務委託の森林保険の基準ということで、ここを新設させていただいております。それから、第10章が役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法云々と書いてございますが、先ほど言いました内部統制システムということで、ここの部分を新設させていただいているというのが大きな特徴でございます。

それでは、内容をご説明したいと思います。

1ページの総則でございますが、ここにつきましては4月から国立研究開発法人となりますので、名称の変更を書かせていただいております。あとは通則法は略称の規定でございます。

それから、第2条につきましては「研究開発成果の最大化に向けて、」という文章の記述を追加させていただいているところでございます。

2ページをお開きください。

2ページの2に、「研究所は、前項のほか、森林保険業務を効率的かつ効果的に行うものとする。」ということで、保険業務の文章を新設させていただいております。

第3条は名称の変更、それから第3項につきましても、保険が入りましたことによる項の番号の新設でございます。

あと、その下は字句の「支払い」の「い」の字を消すという字句の修正をしております。

3ページをお開きください。

3ページにつきましては、同様に15条で字句修正、28条も先ほど申し上げた理由と同じですので省略させていただきます。

4ページでございます。

4ページの上のところは、同様の修正でございます。

第6章森林保険と書かれております。ここからが新設して追加をした部分でございます。まず、用語としてこの章で使う用語は森林保険法において使用する用語の例によるという用語の規定。それから森林保険契約の具体的な締結ということで、「契約内容を説明し、森林保険の引受けを行う。保険料については、届け出た引受条件により算出した額とする。保険料の支払は損害査定を行い、保険金を支払う。」という具体的な記述としています。

それから第7章、このところは保険業務が入りましたので、業務委託の基準を分けました。それで「試験研究及び調査研究に係る」ということで、これは従来の業務委託の項を章として整理したものでございます。その下の記述はそれに合わせたものでございます。

5ページをお開きください。

5ページにつきましては、単純な条ずれでございますので省略をさせていただきます。

それで第8章として、従来の研究の業務委託に代わる規定として「森林保険業務に係る業務委託の基準」というのを設けさせていただいております。

第57条でございます。1行目の後半から森林保険業務の一部を委託することができる。「契約業務、損害評価業務及び契約管理業務等については、森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体に委託するものとする（異常災害時を除く。）」という項目が挿入されておまして、これは研究の部分とは業務委託の内容として異なるものでございます。

3番目に、この「委託をしようとするときは、当該業務委託に関し受託しようとする者と受託契約を締結するものとする。」ということで記述をさせていただいております。

6ページをお開きください。

第58条でございます。この委託契約の契約書に定める事項として、業務の内容、実施の場所、方法、期間、解除、完了報告、委託費の額、支払の時期、支払の方法、その他必要な事項ということで具体的な契約書の内容を記述させていただいております。

第9章については、競争入札その他の契約に関する基本的事項の欄でございますが、この59条の第1行目の後半に「第57条第2項の場合を除き、」と書いてあります。これは森林保険の先ほど言いました森林組合との契約の方法として除外規定をここに明記したものでございます。

それでは、続きまして第10章でございます。

ここのところは先ほど申しましたように、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」ということございまして、法令を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備することが閣議決定として平成25年12月にされております。改正通則法が定められまして、平成27年4月1日から施行ということございまして、この法律の中で27年4月1日から施行ということですので、今回、森林保険と併せまして改正をしたいというふうを考えているところでございます。

それでは具体的に申し上げたいと思います。

第61条に法人運営に関する基本的な事項ということで、今回は法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとするということございまして、これが独法に今までなかったものは、これをきちっと定めなさいということございまして、これを61条にきちっと書かせていただいております。

2番目で重要でございます役員及び職員の倫理及び行動に関する規程を定めるということがポイントでございます。

62条に内部統制に関する基本方針ということございまして、これがこれから延々と書かれていくことございしますが、「役員（以下、本章においては監事を除く。）」ということございまして、これは第三者の目で見るという意味で監事を除くとさせていただいております。以下、内部統制システムを整備するとともに継続的にその見直しを図るものとするということございまして。

それから、理事会の設置、それから役員の方掌における規程を定めるというような細かな内容になっております。

続きまして7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページは、理事長を頂点とする意思決定ルール、それから理事会の設置、責任の明確化、主たる事務所等における会議等の設置。

64条には中長期計画の策定及び評価ということで、策定過程の整備、進捗管理の整備、業務の評価体制の整備、モニタリング、業務手順の作成ということ。さらには、評価活動においては運営の確保、業務執行の把握、客観的な業務実績評価というようなことが書かれております。

内部統制につきましても内部統制委員会、それから担当する役員、推進責任者の指定、内部統制推進責任者の指定、報告会の実施云々ということで、細かな内容が記述をされております。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページにつきましては、リスク評価と対応に関する事項ということで、リスク評価委員会の設置で、この中でリスクの因子の把握とか発生原因の分析、それから低減策の検討など、いろいろ書かれております。（4）には保有施設の点検及び必要な補修に関する事項とか、緊急時に対応する事項、こういったことをきちっと整備しなさいと。

さらには67条で、最近問題になっております情報システムの整備と利用ということで、これに関する規程を盛り込むこととなっております。

9ページをお開きください。

9ページには、同様に68条に情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項ということが細かく書かれております。

さらには69条に、監事及び監事監査に関する事項ということで、監事の機能の強化というのがうたわれておりますので、69条に規程を整備し、同規程には次の事項を定めるということで、監事に関する事項、監事監査に関する事項、モニタリングに必要な次の事項、さらに（3）の一番下には、監事と会計監査人との連携といったことが書かれております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

内部監査に関する事項。

内部通報・外部通報に関する事項。入札・契約に関する事項。これについては、契約監視委員会とか、入札監視委員会とかの記述が書かれております。

予算の適正な配分、情報の適正な管理及び公開に関する事項ということでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

職員の人事・懲戒ということで、懲戒の基準であるとか、長期在籍者の存在把握といったことが書かれております。

研究開発に関する事項では、研究開発業務に係る不正防止に関する事項といったようなことで、論文捏造防止とか、研究開発資金の管理状況の把握といったことが書かれております。

最後に第11章に役員の損害賠償責任に関する事項というのが新たに定められておりまして、「農林水産大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。」という損害賠償規定の記述が設けられているということでございます。

今、いろいろ申し上げましたが、これは独法通則法の改正に基づきまして、こういうことをやらなければならないというのが示されたものについて対応したものでございます。

森林総合研究所としては、この中には二、三を除きましてほぼ規程は現在整備されているも

のでございますが、この業務方法書のところにどれが当たるかというのをきちっと整理をいたしまして、ないものについては二、三ありますので、それを早急に整備したいというふうに考えているところでございますし、理事長を先頭にとということで書かれておりますので、決定権者が違うものについては、それをまた改めるということで、今後3月までの間にきちっと整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは最後に附則でございます。

施行期日と書いてございまして、12ページをお開きいただきたいと思います。12ページの第1条に、この業務方法書の変更は農林水産大臣の認可のあった日（平成27年4月1日）から施行するというように明記しております。

それから業務の特例に関する業務方法ということで第2条がありまして、附則第7条から12条の規定による業務の特例に関する業務の方法については別に定めるということでございまして、森林農地整備センターの部分は本則ではないということで、ここで別に定めるという記述にさせていただいております。

同じ12ページの下欄を見ていただきますと、従前の6条から12条に係る業務の業務報告書として第2条に業務の特例とございますが、これを附則できちっと明記したところでございます。

その下に、その特例で定める業務の方法等についてということで、森林農地整備センターの分を記述させていただいております。

1に目的、そして2に森林総研本体と同じように、業務運営の基本方針というのを2条に追加しております。「水源林造成により、水源涵養機能等の公益的機能の持続的発揮に資する観点から、その業務を適切かつ着実に実施するもの」ということでここに明記させていただいております。

この後の記述につきましては、終了した業務に係る規定を削除、それからその他軽微な字句の修正をしたものでございまして、説明は省略させていただきたいと思います。

私の方からの説明は以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいままで、森林総合研究所の中期目標、中期計画、業務方法書の変更案につきましてご説明いただきました。どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○三井委員 参考資料3の最後のページのイメージ図についてです。従来、都道府県が法定受

託事務として大きな役割を果たしていたわけですが、それが今度は委託先の1つとして入っているわけですね。従来の都道府県の仕事から言えば、損害調査以外の仕事は新しいセンターに入ってきますが、損害調査は都道府県が担当することになるのでしょうか。

○事務局 損害調査につきましては、現在も都道府県から県森連に委託しているというのが大半でございまして、移管後は森林保険センターから委託を受けた県森連さんにやっていただくということで考えております。

○三井委員 じゃ、都道府県は関係なくなるということですね。

○事務局 はい。異常災害時があった場合に、応援体制を組むといった場合にはご支援、ご協力いただくことはあると考えております。

○三井委員 どうもありがとうございました。

○酒井分科会長 他にございますでしょうか。

小島委員お願いします。

○小島専門委員 森林保険業務の担当の役員というか、理事というのは設ける予定でしょうか。

○総研（鈴木理事） はい。設ける予定にしております。

現在も総務、企画、研究というふうに理事の下に担当業務が書いてございますので、設けたいと考えているところでございます。

○小島専門委員 増員ということですよ。

○総研（鈴木理事） それは法律改正のときにそういかなかったということでございまして、増員にはなりません。現状の役員の中から指名するということになるかと思えます。

○小島専門委員 その場合は役員報酬は森林保険勘定から出ないということですか。

○総研（鈴木理事） 今、我々監事等も何日間どこにいてというふうに、そこで分担した経費を負担するという形にしておりますので、どこに勤務してどれぐらい負担があるかというところで決定していくということになるかと思っております。

○小島専門委員 あと、森林保険業務に関する主たる事務所の位置というのはどこに想定されていますか。

○総研（鈴木理事） これにつきましては、森林総研の理事会で決定しておりまして、川崎市ということで、現在森林農地整備センターのあるビルにおける別の場所として、違う階になりますけれども、そこを借りるということにしております。

○酒井分科会長 どうぞ、田村委員。

○田村委員 文言のことですけれども、参考資料4の2ページ目のアンダーラインが引いてあ

る最後から2行のところに、今回森林保険になって今までよりも「被保険者へのサービスの向上、業務の効率化のために」云々というふうに書いてありますよね。それで、次の3ページの、被保険者の利便性の確保というところに、「被保険者の利便性を低下させないよう」というふうに書いてあるんですけども、こういう消極的な書き方じゃなくて、せっかくサービス向上と前段でうたっているの、向上というような文言の方がよろしいんじゃないかなという意見です。

○事務局 「被保険者の利便性を低下させないよう」というのは、今回の制度改正に伴って加入者たる森林所有者に不利益を被らないようにということで、国会の法案審議のときの附帯決議であった文言をそのまま引用させていただいております。サービスの向上という視点では、参考資料3の最終ページにありますように、新たな仕組みを構築するに当たって保険金の支払を迅速化するとか、専門性を向上するとかに併せまして事務費を削減する努力をしながら保険料を低下させるような取組も併せてやっていきたいというふうに考えております。

○酒井分科会長 よろしいですか、田村先生。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

○文野委員 今回、森林保険関係とは別に、業務方法書の方で役員の職務の執行が適正に行われることを確保するための体制の整備ということが書かれているんですけども、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、これは商法から会社法に移行したときに、いわゆる大会社、大きな会社で、イコール上場会社とご想像いただいてもいい、上場会社じゃない大会社はあまりこのことをやっていないのであれですけども、上場会社に求められているような文言でして、会計基準もそうなんですけれども、非常に減損会計とか資産除去債務とか、かなり会計の最先端の上場会社に用いられるものも独立行政法人は上場会社並みのことは必ずできるはずだということで、会計基準などもすぐに最先端のものが移行されて、またこれもかなり内部統制、内部統制ということで上場会社が大変でやっていたことを今回の通則法の改正に伴って、これも当然独立行政法人だとできるはずだということでねじ込まれたといいますか、なっているので大変だと思いますけれども、前向きにとらえてやっていただければなと思います。

私、独立行政法人の方などを拝見してまして、内部統制の特に個々の業務を確保するということ、なかなか内部統制というところが非常に行政機関といいますか、役所の方に馴染めないというか、どうしてもほかの人の仕事をチェックするとか、そういったモニタリングとか、そういったところはなかなか、当然公務員の方は自分たちの求められている、決められたことを上司がチェックするということがあっても、きちっとやっているはずだから、他の部署

がいろいろチェックするということはあまり、皆さんやっぱり少し抵抗があるといえますか、馴染みがないところだと思いますけれども、若干そういったところも少し緩めながらといえますか、そういったところもあるんだというようなところでまた取り組んでいければ、いいものになるのかなと思っております。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご意見につきまして、森林総研の方で何かございますでしょうか。

○総研（鈴木理事） 今おっしゃられたように、森林総研そのものもかつては林業試験場というところから出発して、いわゆる公務員的な体質というか、それが残っているところもございまして、そういう意味で相互のチェック体制をどうするかというのは、あまり明確にというか、委員会でやればいいんじゃないかというようなところでとまっているところもございますので、今おっしゃられたご指摘を踏まえまして適切に対応していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○酒井分科会長 他にご意見等ございますでしょうか。

足本委員、ありますか。

○足本委員 お話を伺っていて大変なことがこれから起きるんだなと思って伺っておりました。

保険に関しては、本当に国がやっているから安心していたというところもあったんですけども、それを森林総研の方に業務が移るということで、これから大変なのではないかという思いがあるのですが、今までも森林総研さんはいろいろとやってきて、私たちも評価委員ということで1つ1つ吟味させていただきましたけれども、来年から保険業務もまたそういう吟味の中に入るのかなと思って、これは大変だなとちょっと心を引き締めております。

先ほどから森林は長期的、長期的と言っておりますが、最初に私の質問したいことは、長期的というのは何年を目指して、何年先を目指してやってらっしゃるのかなと思って。今、短伐期、長伐期とあって分かれてきていますけれども、それぞれに適した保険というのがしっかりとできるかしらというのがありますので、そういう展望を聞かせていただけたらうれしいです。

○総研理事長 新年度から新たに森林保険業務を取り扱うことで、森林総研としてはそのガバナンスが研究開発、それから水源林造成事業等の公共事業、そして森林保険という保険業務、これらをそれぞれ独立した形で運営していきたいというふうに思っていますが、それでは何で森林総研にあるんだという話になりますので、森林、林業、木材産業にかかわる研究で、それが有機的につながるように研究開発の部分はその横軸に刺したいというふうに考えてございます。

そこで、何年かというお話ですけれども、一応、水源林造成事業の契約は一般的に50年であります。そうすると、最低でも50年は視野に入れなければいけないということです。長期という場合には、水源林造成事業だけ取り上げても最初に契約されたのがようやく今更新期に入っているところですので、普通の社会ではちょっと信じられないところなんです、長伐期になりますとまたこれから少し50年よりも延びるということです。対象によって長期は、中長期、長期、超長期があるんだろうと思います。

それぞれ適切に対応できるように研究開発分野として一定の共通の認識を持ちたいというふうに思っております。

○酒井分科会長 他にご意見ございますでしょうか。

○三井委員 今のことにも関連しますけれども、先ほど計画課長さんが加入率は10.6%ですが、これは10年生以下のものでは多いとおっしゃいました。つまり、造林補助金とリンクするので多いと思いますけれども、10年生以下のものがどのぐらいの割合になるのでしょうか。また、この加入面積あるいは加入者数について、途中でやめる方が多いからなかなか増えなくて、加入率自体は大分右肩下がりになって下がってきているのでしょうか。

○事務局 1 齢級が約6万ヘクタールの加入でございますので、現在の加入数が85万ヘクタールのうちの6万ヘクタール。1割にも満たないと。

○三井委員 新植は少なくなっているからということも影響しているでしょうね。

○事務局 新植は最近減っておりますので、加入率がそれに連動して減っているという状況にあります。

また、これから皆伐新植が増えている地域もありますし、今後林業の成長産業化に伴って皆伐新植というのが増えてくることを期待しまして、また加入促進を図って参りたいというふうに考えております。

○三井委員 県ごとには10倍ぐらい違いますよね、宮崎、鹿児島辺りと埼玉、愛知辺りで10倍ぐらい違いますね。

○事務局 加入率でいきますと、北は北海道、岩手、九州は熊本、宮崎、鹿児島、またあと大分……

○三井委員 林業活動が盛んなところは高いんですね。

○事務局 そういうところは加入率は非常に高いです。

○三井委員 どうもありがとうございました。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、大体意見もいただいたようですので、ちょうだいいたしましたご意見につきましては、中期目標等に反映すべきは反映していただき、また今後の業務運営に活かしていただきたいと思います。

今回の皆さんからいただきましたご意見を踏まえて修正した後、正式に文書で評価委員会に諮問がありましたときには、林野分科会としての意見は特になしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、意見がない旨、答申させていただきます。

また、今日も貴重な意見、いろいろいただいておりますので、今後の調整におきまして修正があった場合、あるいは不測の事態に対応する必要がある場合の取扱いにつきましては、分科会長へご一任ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事の5、その他につきまして、森林総合研究所からお願いいたします。

○総研（鈴木理事） 同じく森林総合研究所の理事の鈴木でございます。

今回、資料7がございます。資料7をお出しいただければと思います。

これは、前回の林野分科会の際に不適正な経理処理事案がございまして、委員会を立ち上げるというのを最後に申し上げましたが、その委員会の後の経過についてお話し申し上げたいと思います。

資料7に「プレスリリース」とございます。平成26年12月19日付けということで、年末に公表したものでございます。公表はここに書いてございますように、森林総研を含む7の独立行政法人が一緒につくば市で公表したものでございまして、中間報告とさせていただきます。

この経緯につきましては、表書きにありますように、「(独) 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）では、関東信越国税局の税務調査における指摘を契機に、」判明したことから、他の独立行政法人においても同様の事案がないかということでございまして、同様に調査を始めたところでございます。これにつきましては、外部の専門家である、弁護士、公認会計士を含む調査委員会を設置いたしまして調査を進めたということです。12月に公表したのはあくまで中間報告でございまして、一定程度の事実解明がなされたこ

とから中間報告として取りまとめたということでございます。

それでは、2枚めくっていただきまして、「独立行政法人森林総合研究所における不適正な経理処理事案について」をお開きいただきたいと思います。

まず、概要でございますが、「森林総合研究所において、プリペイド方式等によるDNA合成製品等の取引及び預け金の取引による不適正な経理処理が行われている事実が判明した。」ということで、この調査結果を踏まえ、「二度とこのような事態が生じることのないよう、再発防止策を実施するなど適切な措置を講じることとした。」ということで発表させていただいております。

「1. 調査の経緯」につきましては、先ほど申しましたようにいわゆる農研機構が3月に公表したものを踏まえて、同様の事案の有無について調査したところ、同様の不適正な経理処理が行われていたということでございます。

「2. 調査方法」につきましては、8月21日に調査委員会を立ち上げ、全容解明に向けて行いました。会計関係書類の確認が可能な平成21年度から25年度の研究用消耗品に係る全ての取引を対象ということでございまして、取引業者への聞き取り、それから関係する書類の提出を受けまして既にやめられた方を含む全ての研究職員に対して聞き取り調査を行って、その有無を確認したところでございます。

「3. 確認された事実」につきましては、調査の結果、(1)45名の職員が契約総額5,152万6,524円の不適正な経理処理に関与したということが判明いたしました。ページ下にありますが、「プリペイド方式」、「ポストペイド方式」、「預け金」と書いてございます。

「プリペイド方式」と申しますのは、下に注意書きがありますが、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いにしておいて、必要な時にその製品の製造または解析をメーカーに連絡し、後日納入させるという方式で、前払い方式でプリペイド方式としております。これが3,006万円ほどでございます。

それから「ポストペイド方式」というのは、発注取引を経ずに業者から納入させて、例えば1カ月後にまとめて架空の発注手続をとって精算をするということで、プリペイドではなく、ポストペイドということで、これは3万6,225円でございます。

「預け金」というのは、契約物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより代金を支払い、当該支払い額を原資として後日これを利用して物品等を納入させるものでございます。これが2,142万円ということで、合計5,152万円ということでございます。

関与人数については、それぞれ36、1、16名ということですが、重複がございますので、実際の人数は45名ということでございます。

このプリペイド方式の金額につきましては、その年度内に実際に使われたものも全部含まれております。また、会計年度がずれていることとなりますと、また別の問題も生じますので、この様な状況があったか細かく今精査しているところでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

(2) その他に、3名の職員が取引業者から20万円相当の景品を受領していたが、これらに相当する金額については既に返納されているということでございます。これはある特定の1社がポイントプレゼントと称して、発注した金額をポイントに換えて一定金額であるとお菓子であるとか、iPadであるとか、iPodであるとか、そういったものを景品として配っていたということでございます。これを受領していた職員がいたということで、これは既に返納されています。

(3) このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高が1,560万9,700円。これは21年度の期首に既に取引業者の通帳に2,100万円あまりがあったということですが、それ以前につきましては、当研究所として会計上の書類がないということございまして、この点について金額の振込みが確認できなかったということでございます。

(4) といたしまして、契約代金は、全て納入した物品として費消されているということございまして、研究用以外の使用の事実はありません。いわゆる私的流用というのはなかったということでございます。

発生要因といたしましては、(1) 取引業者と研究職員が日常的に接触する中で、契約・検収部門を通さない直接取引が行われていた。(2) DNA合成品につきましては、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分でなかった。新しい形の契約物品であることがこういったことを生じた。それから、(3) 研究職員の契約手続に関する認識が不足していたということでございます。

緊急の再発防止策といたしまして、(1) 全研究職員から誓約書の提出を求めるとともに、取引業者と情報収集する場合は、決められたオープンスペースを利用する。それから、(2) 研究内容等について一定の知見を有する者の検収業務への配置など、検収体制を強化する。

(3) といたしまして、意識改革に向け、コンプライアンス等中心の研修会を行い、研修効果を測定するための考査を実施し、必要に応じて分かるまで再考査を実施する。(4) といたしまして、書面審査に加えて研究現場への聞き取り、いわゆる抜き打ち等を行うとともに会計帳

簿等の提出を業者に求めると。不審な点がある場合は臨時的な監査を実施するなど、内部監査機能の強化を図るというところでございます。

今後の対応といたしまして、（１）早期の全容解明に向けてさらに調査を進める。（２）不適正な経理処理に関する研究費については、交付元への適切な返還を行う。（３）関係者の処分については、全容解明等を踏まえ、厳正に対処する。」ということでプレスをしております。

調査委員会の構成につきましては、弁護士さんが２名、公認会計士が１名、それから今年度、４月１日以降から参りました役員が入って、５名で担当しております。調査委員会の開催については８月２６日、１０月１４日、１２月６日の３回を実施したところでございます。

現在は、最終的な対象研究者から再々々ヒアリングを行って最終の確認調書を作成しているところでございます。退職者についても同様でございます。さらに、緊急の再発防止策につきましては、中間報告でご報告しました内容に加えまして、森林研究所独自の再発防止策をしつかりと作り、再発防止に努めて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもご報告ありがとうございます。

どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○文野委員 ちょっと１点だけ感想といえますか、言わせていただきますと、最後のページの上から３行目の、このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高１,５６０万９,７００円については、文書保存期間外のためというところなんですけれども、５年前ということの期首ということで平成２１年だそうですが。文書は５年たつと定期的に溶解するのでしょうか、この保存期間外ということは、５年でもう自動的に。

○総研（鈴木理事） 内容によって、１０年のものもあるし、５年のものもあるという区分がされております。

○文野委員 全て取っておくのは大変でしょうけれども、５年よりもう少し先まで分かるんじゃないかなと、お金のことなので通帳等は残っているでしょうし、その業者への支払いというのは分かっているのでもう少しはさかのぼれるのかなというのが個人的な感想です。

分からないというのはよくないのですが、別の見方をすれば、これもし組織的に部署とかでやっていたら、大昔にあった裏帳簿的なものがあって、この期首残高というのはきちっと分かっているはずなので、分からなかったというのは、あまり組織的にやられたんじゃないということなのかなとも思いました。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

何かご回答ありますか。

○総研（鈴木理事） 再発防止策を作るに当たっては、会計上、きちっと全部は突合しなくても、分かる範囲でなぜこれが行われていたというようなことをまず聞き取りによって様々なところを明らかにして、これをもとに再発防止策につなげることが重要と考え、個々の調査はしております。ただし、文書を廃棄したことから会計上突合ができないので、最終的な金額としてきちっとできないということでございます。

それから、期首残高と書いてございますが、ほかの事案も全てそうですが、個人名の口座が使われておりまして、もちろん口座なので個人名だということになりますけれども、先ほど後ろの方に預け金のところで人数がありました。そういった個人の名前の口座に出し入れの記録が残っていたということから、判明したことでございます。

○酒井分科会長 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

○加藤専門委員 今回、農研機構の他にということで森林総合研究所の例、ここに出されているんですが、それ以外の5つの法人には、全くこういう同じようなのはなかったんでしょうか。森林総合研究所だけ出たということ。

○総研理事長 この発端は、昨年の農研機構への指摘、その時には国税当局から200万円弱のプリペイド、いわゆる不正経理が指摘されている。それで、関連する独法で調べたところ、中間報告では2,000万円程度、そして今10億円と報告されております。農研機構あるいは生物研、いわゆるDNA関連を扱うところが主たるところになっておりますので、そういうものを扱っている研究所、これが非常に大きなウエートを占めることになります。

農林水産省関連の独法で一斉に調べていて、森林総研は、ちょうどその5%、10億円の5%程度が森林総研の不正経理に当たるという形になっております。プリペイドをあまり意識なく慣行的にやってきたという形の不正経理。1件、1件、その時、その時処理しなければいけないものを一括してパッケージでできるのではないかというふうに錯覚していたところが非常に大きいというふうに思います。

○総研（鈴木理事） 今の質問にお答えいたしますと、この7独法が共同でプレスしたというのは、この7独法全部あるという意味です。という意味で、7独法が並んでいるということでございます。

○加藤専門委員 今回、適正な方法に換えた場合に、研究者の方々は研究をやりやすくなるというあれはほとんどないと考えてよろしいでしょうか。

○総研（鈴木理事） それはきちんとルールを守ってやるということが大事でございますので、

その他にこういった不正にかかわった場合には、委託元から何年かの応募ができないとか、いわゆる競争的資金の場合には相手側から条件が示されますので、一定のペナルティーはかかるというふうに理解しております。

○酒井分科会長 他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

なかなかこれだけ7つの法人であったということは、かなり昔から慣習的に行われていて、自己改革ができなかったということなんでしょうけれども、月並みですけれども、再発しないようにということだと思えます。私たちが大学当局には誓約書を書かされていて、預け金は一切ございませんという誓約書を大学に出したことがございますので、日本全国どこでもいいですか、かつて予算を繰り越すことができないときに便法としてやっていたものが、そのまま残っていたような感じもしますけれども、再発しないようお願いいたしたいなと思えます。

他に何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年、これで最後の委員会になりますので、後ほど委員の皆様にもご挨拶をいただくかと思えます。ひとまずいろいろありましたご意見につきましては、今後の業務運営に反映していただくことをお願いいたします。

それでは、質疑はここまでといたして議事は以上となります。

本日、配付されました資料のうち参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後公開するというにいたしたいと思えますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、連絡事項につきまして事務局からお願いいたします。

○事務局 現在の委員及び専門委員の皆様は、平成25年2月14日に任命されており、本日が2年間の任期の最終日です。独立行政法人改革に伴い、本年3月末に農林水産省独立行政法人評価委員会が廃止されることとなっておりますが、中期目標、中期計画、業務方法書の変更に関する文書での正式な諮問が残されていますので、明日から3月末までの期間は現委員、専門委員の方々に再任いただくことをお願いし、全員から承諾をいただきました。明日、委員の就任が発令される予定です。

なお、4月以降は新たに設置する農林水産省国立研究開発法人評価審議会において、森林総合研究所の目標策定、評価等に関する諮問を行うことになっております。つきましては、本日が最後の分科会ということになりますので、委員の皆様方から一言ご挨拶をいただけますと幸いです。

○横田専門委員 専門委員として2年間携わらせていただきましたけれども、ちょっと委員としてお役に立ったのかどうか不安なところはありますが、2年間逆に勉強させていただいたところもありますので、それをお礼かたがたお礼の挨拶にしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○小島専門委員 小島でございます。

私、ちょっと長くて、専門委員で6年で、その前2年ぐらいやっていたと思うんですけども、前回、最後だと思ってご挨拶申し上げてしまいましたので、今回は遠慮させていただきます。

中核的な研究機関として、今後もご活躍を期待しております。ありがとうございます。

○加藤専門委員 加藤でございますけれども、東日本大震災の日の委員会から約4年お世話になりました。自分は林業関係の専門でありませんが、どちらかというと農業土木的な分野でして、今回は森林農地整備センター関係について少し意見等を言わせていただきました。

そういう中で、自分自身研究分野が融雪流出解析ということで、かつて自分の融雪流出解析のモデルを作ったときに、林業試験場釜淵試験地の10年間観測したデータとか使わせていただいて、その分の恩返しできなかったかもしれませんが、大変4年間勉強させていただきましたありがとうございます。

○片桐専門委員 片桐でございます。

私も4年ほどになると思うんですけども、大変長い間お世話になりましてありがとうございました。全く分からない事ばかりだったんですけども、森林の研究に携わっておられる方とご一緒できて非常に有意義であったと思います。

私が大学におった頃に比べますと、研究するのも非常に制約が厳しくなってきたのか、大変になってきたと思いますけれども、これからは森林・林業の発展のために尽くしていただけますようよろしくお願いいたします。

○田村委員 田村です。

専門委員から関わらせていただきまして、にわかに何年やってきたかちょっと数えられない状況ですけども、本当にいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

また、今後は森林保険も新しい中核の事業に加わるということで、研究、水源林造成事業等、異なる事業を扱う機関です。先ほど鈴木理事長さんもおっしゃっていましたが、非常に特異な研究所だと思いますので、研究が異なる事業に横ぐしを刺すことでさらに成果を出していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○足本委員 足本でございます。

この評価委員会というのは2年ですが、その前から森林総研さんにはいろいろと委員をさせていただいて、中の研究者の方々ともいろいろお話をさせていただいて、とてもいい出会いをたくさんいただきました。こういう地道な研究をされている方がいらっしゃるんだというのがちょっと感動していたんですが、ここの評価委員会で、また一つ一つの研究を今まで以上に知ることができて大変勉強になりました。

私は200年先の文化財の補修用材を必要とするために長伐期、超長伐期施業をやってくださいというのをお願いしているんですが、先ほど理事長様から、これも視野に入れてやりますと言ってくださったので、ちょっとほっとしております。

本当に私自身も勉強させていただきました。ありがとうございました。

○酒井分科会長 酒井でございます。

長く評価に携わらせていただきましたけれども、この評価システムを通じまして森林総研のお仕事はかなり見える化されたと思います。それから組織及び研究効率が着実に図られて成果を上げてきたと思います。しかし、一方でまだまだ、先ほどのプレスリリースもございますけれども、個人、個人のレベルで意識改革を常にたゆまず浸透させていくことが必要なのかなと思います。

それから、中期目標で林業が成長産業に位置付けられていますけれども、成長産業と言うからには、やはり森林の資産としての価値を高めて、森林の価値をもっともっと上げていかなければいけないと思いますけれども、そうした意味でも間伐遅れですとか、いろいろ林相改良しなければならぬ森林もございます。間伐したり、場合によっては皆伐してリセットしたりと。そういったことで地域の山村の振興と、それからもう一回原点に戻りまして森林經理、造林の重要性を増して行っていただきたいなと思います。

それから、森林国営保険が業務の中に入ってきましたけれども、アメリカでは毎日のようにどこかで山火事があって、それが天然更新と結びついているわけですがけれども、米国ではそういった山火事で燃やすのはもったいないということで、フューエル・リダクションというんですか、そのバイオマス利用としての可能性で、そちらの研究も非常にやっておられますので、この森林国営保険も業務に入られたのを機に、研究部門とのシナジー効果で森林の総合利用、バイオマス利用との観点からアクティブに取り扱っていただければなと思います。

それから、昨今の自然災害の激甚化もございますので、非常に大変なお仕事になっていくと

思いますので、いろいろ都道府県とか県の森林組合等と連携して日本の森林行政に是非貢献していただければなと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○三井委員 三井と申します。

私は4年間委員をやらせていただきまして、勝手なことばかり申し上げて本当に申し訳ございませんでした。

4年間の結果について一言申し上げますと、大学もそうだったんですけども、予算が減りながら従来以上の仕事をやってこられたということについては、自負を持ってそれぞれの研究員の皆さん方も今後一層頑張ってくださいだと思います。

また、今日は新しく森林保険が4月からいわば民営化されるという時期の歴史的な会議でもありましたけれども、森林保険につきましても諸外国とは違った形での展開をしてきているわけで、日本は日本としてのまた新しい発展があることを祈念いたしております。

簡単ですが、私のご挨拶にかえさせていただきます。

○事務局 委員の先生方、どうもありがとうございます。

それでは、池田研究指導課長よりご挨拶を申し上げます。

○研究指導課長 どうも長時間にわたるご審議ありがとうございました。

この委員会、この形で始まったのが平成13年の2月からでございます、今日でちょうど55回目ということでございます。この間、委員の皆様方には多くの貴重なご意見いただきまして、中期目標、中期計画等にそれが反映できたということ、そしてそれがまた森林総合研究所の多くの成果に結びついたということだったと思っております。今年度というか、こういう形で委員会はこれで終了となりますけれども、また来年4月以降は農林水産大臣が自ら評価するという形の中で、国立研究開発法人審議会という形に変えて引き続きまた外部の先生方のご意見をいただきながら森林総合研究所の業務を進めていくという形になります。

委員の皆様方には、今後ともいろんな形でお世話になるかと思っています。どうぞご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、時間になりましたので、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。